

森林・環境税の考え方（骨子案）に対する各種意見の論点整理票

1 意見聴取について

- ・昨年12月の県議会常任委員会（農林・厚生環境）において骨子案を公表し、2月上旬までの間、各種会議での説明やパブリック・コメントの実施など様々な機会を通じて意見聴取を実施。
- ・有識者、市町村、経済団体、NPO団体、一般県民など計154名からご意見を頂いた。

2 意見内容について

- ・主な意見について、以下のとおり整理。

[総括]

＜導入の是非＞

- パブリック・コメントの結果は、全部で11件の意見が寄せられ、意見内容から判断して、4件が反対の立場、残りの7件が賛成の立場からのものと整理される。
- 外部有識者などの意見を含め、森林・環境税の導入に対して総論としては賛成の立場の方が多数であったと判断できる。
- また、総論賛成ではあるものの、「税の導入に際しては、県民の理解を得るために十分な説明が必要」との意見が最も多くあった。

【賛成の主な意見】

- ・山を守らないと水が保持できない。山を守るには、税金に頼らざるを得ない。
- ・山林や水は、みんなが自分の負担をして応援すべきである。
- ・岐阜県は水が豊かであり、企業にとってもメリットがあり、企業人としてそれを守つていかなくてはいけない。
- ・森林・自然環境に対する県民の意識を高めるためにも必要。

【反対の主な意見】

- ・年間12億円程度なら既存の予算の中で確保できるはず。
- ・森林の保全が大切なのは分かるが、生活の保全も必要であり、税金を払うのに精一杯の人にとって1000円は大変な額である。
- ・経済状況が悪いことなどから、税率に限らず税導入は難しい。
- ・名古屋市が減税と言っているときに増税というのはタイミングが悪いのではないか。

[個別]

意見内容	対応案
<税の名称>	
<ul style="list-style-type: none"> ○「清流の国ぎふづくり県民税」という名称では森林に使うなど使途がよく分からないので、使途をイメージした名称とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●名称に「森林環境税」の文言を入れる。 『清流の国ぎふ森林環境税』
<森林・環境施策の方向性>	
<ul style="list-style-type: none"> ○森林・環境施策の方向性は理解できるという意見が多数であったが、以下について留意する旨の指摘が多くあった。 <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対して施策の方向性や必要性を十分に説明すること ・特に、山や川が身近でない街の人に対して理解してもらうこと ・「後世に自然の財産を残すこと」や「このままだと森が壊れてしまうこと」をもっとアピールすること 	<ul style="list-style-type: none"> ●導入にあたっては、県内各地で説明会を開催するとともに、様々な機会を通じて説明を実施する。 なお、説明会においては、必要性をアピールする分かりやすい資料を別途用意する。
<必要となる施策><必要となる経費>	
<p>【使途全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の施策と新たな施策との棲み分けを明確にすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存施策の財源補填とすることは適当でない ・新税を導入した分は施策として確實に上積みすべき <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○もっと必要性を訴える資料が必要。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○5年間税を負担した場合にどのような姿になるのか目標設定が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施策の補填のための財源としないことをはっきりさせるため、「必要となる施策」において、新規及び拡充部分を明確にして記述する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、各施策の必要性、事業内容、事業主体、事業量、事業費を明確にして具体的に記述する。

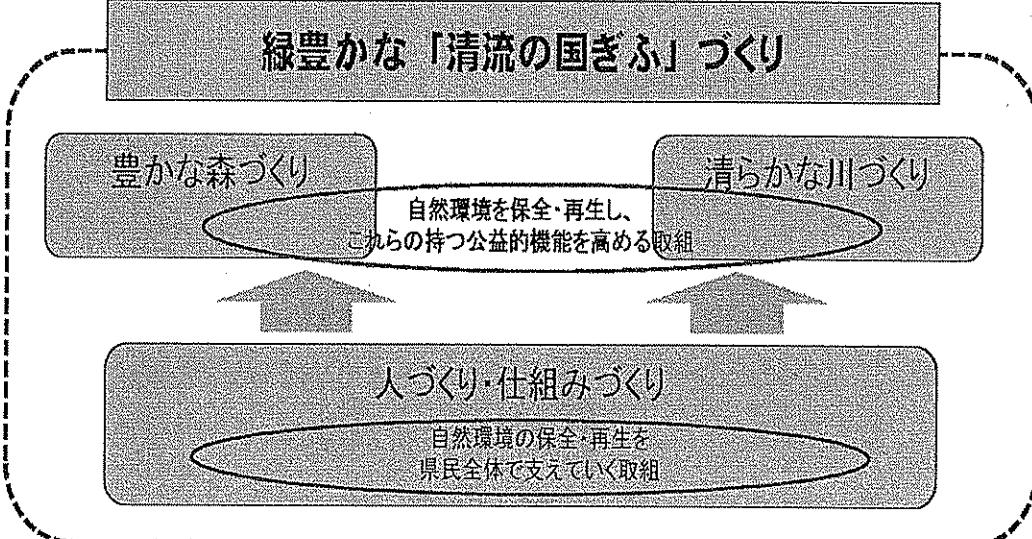
意 見 内 容	対 応 案
<ul style="list-style-type: none"> ○目標値があって、どういう恩恵が受けられるのか提示すべき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○5年間で60億円という積算根拠を明確にすべき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○「豊かな森づくり」の施策は非常に具体的であるにもかかわらず、「清らかな川づくり」の施策は非常にアバウトである。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主体が誰なのかはっきりすべき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村に裏負担を求めることがないようすべき。 <hr/>	<ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、各施策の必要性、事業内容、事業主体、事業量、事業費を明確にして具体的に記述する。
<ul style="list-style-type: none"> ○環境という対象が広すぎるので、例えば森林だけに絞った方が良いのでは。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○「川づくり」にもっとお金をかけることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村に裏負担を求めるないような使途事業の内容とする。(補助率が定額のものを中心とする) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●森・川・海のつながりによる施策であり、森づくりと川づくりの施策を明確に区分することはできないため、「必要となる施策」及び「必要となる経費」において、森づくりと川づくりに施策を区分しないこととする。
<p>【使途：間伐】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「間伐」というのは林業行為であるので、奥地林や溪畔林の「整備」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘どおりに記述する。
<p>【使途：里山】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○里山は再生するだけでなく、活用するようにしていくべき。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣対策に苦慮しているので、里山対策は手厚くしても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘どおりの事業を考えているため、「必要となる施策」において、事業内容の中で明確にして記述する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、里山林の整備及び生物多様性の施策の中で、鳥獣害対策について記述する。

意 見 内 容	対 応 案
<p>【使途：公共施設木材利用】</p> <p>○公共施設の木質化も良いことであるが、個人住宅の木造化補助も必要である。</p> <p>○公共施設の木造化など税導入の恩恵は、川下の人たちも得られるようにしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人資産の形成に直接つながるものであるので、使途事業としない。 ●指摘のとおりとする。
<p>【使途：地域が主体となった森林づくり】</p> <p>○「地域が主体となった森林づくり」、「環境にやさしい人づくり」は一緒にすべき。</p> <p>○上下流の相互理解を深めるような取組も必要である。</p>	<p>環境にやさしい人づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、統一した1つの施策として具体的な事業内容を記述する。 『地域が主体となった環境保全活動の促進』 <ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、『地域が主体となった環境保全活動の促進』の事業で対応できるようにする。
<p>【使途：生物多様性・健全な水環境の保全】</p> <p>○川に流れるゴミの溜まる箇所のチェックとゴミの撤去に使ったらどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、『地域が主体となった環境保全活動の促進』の事業で対応できるようにする。
<p>【使途：その他】</p> <p>○鳥獣害対策を使途事業にすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「必要となる施策」において、里山林の整備及び生物多様性の施策の中で、鳥獣害対策について記述する。

意見内容	対応案
<新たな財源の必要性>	
<p>【既存予算との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな財源の必要性をしっかりと説明すべき。 ○これくらいの施策であるなら、既存の予算でやれということになりかねない。 ○財源を捻出するため、県全体の中での創意工夫が要るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県の財政事情、行財政改革の状況を示すことにより、既存予算の対応では難しく、新たな財源に頼らざるを得ない旨を記述する。
<p>【導入のタイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早く導入すべき <ul style="list-style-type: none"> ・山の再生は直ちにやらないといけないため ・他県で既に30県が導入しているため 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新たな財源の必要性」において、施策の緊急性に関する記述を盛り込む。
<p>○今は導入すべき時期ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気が悪いため ・名古屋市が減税と言っているため ・国が環境税導入や消費税増税を検討しているため 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新たな財源の必要性」において、施策の緊急性に関する記述を盛り込む。 ●「新たな財源の必要性」において、国の環境税導入との関係について記述する。
<費用負担の方法>	
<ul style="list-style-type: none"> ○下流域からの負担を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下流県に対する課税はできないが、下流域からの森林づくり活動の推進など施策の協調について実施していく旨を「費用負担の方法」において記述する。
<ul style="list-style-type: none"> ○県民から均等に徴収する方法が本当によいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「費用負担の方法」において、県民均等に徴収する方法のメリット、期待できる効果に関する記述を加える。
<ul style="list-style-type: none"> ○寄付という方法もあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●他県の方から金銭的な応援をいただく「ふるさとぎふ振興寄付金」(ふるさと納税)制度の活用を検討する旨を「費用負担の方法」において記述する。

意 見 内 容	対 応 案
<税率>	
<p>○適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人、法人とも、この程度の税率なら増税感、重税感は無い 	<ul style="list-style-type: none"> ●「税率」において、算出根拠を記述する。 ●「費用負担の方法」において、低所得への配慮を記述する。
<p>○高いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活が厳しい人から見れば1,000円は高い ・他県と比較すると高い 	
<課税期間>	
<p>○5年間は短い。山や川の施策はもっと長い展望でもって考えるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「課税期間」において、期限設定の必要性、期間5年間の妥当性を記述する。
<p>○期間は限定すべき。</p>	
<管理方法等>	
<p>○事業評価する場合、既存の組織を利用するのではなく、森林と環境の一的な新たな組織で行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな組織を立ち上げることとし、「管理方法等」において記述する。
<p>○税収は特定財源としてしっかり管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「管理方法等」において、基金積立による管理を行う旨を記述しているが、より分かりやすくするため、管理運営のシステムを図示する。
<その他>	
<p>○税金を払うことによって、山に関心をもってもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「新たな財源の必要性」において、税導入の効果として期待できる旨を記述する。
<p>○税の導入によって、都市部の人が山に対して目を向けるようになるかもしれない。</p>	

森林・環境税の考え方（骨子案）

名 称	(仮称) 清流の国ぎふづくり県民税
森林・環境施策の方向性	<p>全国豊かな海づくり大会で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承し、さらに喫緊の課題となっている地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、<u>緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進することが、これから</u>の森林・環境行政において求められる。</p> <p>そのためには、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそぞぐ河川など、<u>本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能をより高める取組みを早急かつ確実に進めること</u>、また、森林や河川は県民の共有財産という認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を<u>県民全体で支えていく取組みを併せて進めること</u>が必要である。</p>  <pre> graph TD A[緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり] --> B[豊かな森づくり] A --> C[清らかな川づくり] B --> D[人づくり・仕組みづくり] C --> D style A fill:#336699,color:#fff style B fill:#336699,color:#fff style C fill:#336699,color:#fff style D fill:#336699,color:#fff </pre>

必要となる
施策

【施策の考え方】

- 新たに実施しなければいけない施策
- 既存の施策であっても抜本的に充実させなければいけない施策

【施策の内容】

I 豊かな森づくり

項目	事業の概要
①環境保全を目的とした間伐の実施	水源となる奥山林や河川環境保全につながる溪畔林などを重点的に間伐を着実に進める。
②里山林の整備・利用の推進	広葉樹の整備や侵入竹林の除去、森林病害虫の防除など里山整備活動を進める。
③公共施設等における県産材の利用促進	公共建築物等木材利用促進法に基づき、教育関連施設を中心に木造化、内装木質化及び木製の学童机・椅子の導入などを進める。また、公共施設における木質バイオマス利用を進める。
④地域が主体となった森林づくり活動の推進	地域の実情や住民ニーズに対応し、市町村やNPOなどの創意工夫による様々な森林づくりの取組（森林環境教育など）を進める。
[人づくり・仕組みづくり関連]	

II 清らかな川づくり

項目	事業の概要
①生物多様性・健全な水環境の保全	野生動物の保護や外来生物の防除、汚濁発生源の抑制・監視、身近な水辺の保全などの取組を進める。
②環境にやさしい人づくり	環境教育など環境保全に対する県民意識の醸成を図る取組を進める。
[人づくり・仕組みづくり関連]	

必要となる 経費	<p>今後重点的に取り組むべき施策について必要な県費は、<u>今後5年間で約60億円</u>と試算され、<u>単年度平均すると約12億円</u>となる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="358 422 1406 1096"> <thead> <tr> <th data-bbox="358 422 933 541">施 策</th><th data-bbox="933 422 1192 541">今後5年間に想定される必要額</th><th data-bbox="1192 422 1406 541">年間必要額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="358 541 933 601">環境保全を目的とした間伐の実施</td><td data-bbox="933 541 1192 601">19.5</td><td data-bbox="1192 541 1406 601">3.9</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 601 933 662">里山林の整備・利用の推進</td><td data-bbox="933 601 1192 662">5.0</td><td data-bbox="1192 601 1406 662">1.0</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 662 933 723">公共施設等における県産材の利用促進</td><td data-bbox="933 662 1192 723">16.0</td><td data-bbox="1192 662 1406 723">3.2</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 723 933 783">地域が主体となった森林づくり活動の推進</td><td data-bbox="933 723 1192 783">4.5</td><td data-bbox="1192 723 1406 783">0.9</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 783 933 844">豊かな森づくり</td><td data-bbox="933 783 1192 844">45.0</td><td data-bbox="1192 783 1406 844">9.0</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 844 933 905">生物多様性・健全な水環境の保全</td><td data-bbox="933 844 1192 905">12.5</td><td data-bbox="1192 844 1406 905">2.5</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 905 933 965">環境にやさしい入づくり</td><td data-bbox="933 905 1192 965">2.5</td><td data-bbox="1192 905 1406 965">0.5</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 965 933 1026">清らかな川づくり</td><td data-bbox="933 965 1192 1026">15.0</td><td data-bbox="1192 965 1406 1026">3.0</td></tr> <tr> <td data-bbox="358 1026 933 1087">合 計</td><td data-bbox="933 1026 1192 1087">60.0</td><td data-bbox="1192 1026 1406 1087">12.0</td></tr> </tbody> </table>	施 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額	環境保全を目的とした間伐の実施	19.5	3.9	里山林の整備・利用の推進	5.0	1.0	公共施設等における県産材の利用促進	16.0	3.2	地域が主体となった森林づくり活動の推進	4.5	0.9	豊かな森づくり	45.0	9.0	生物多様性・健全な水環境の保全	12.5	2.5	環境にやさしい入づくり	2.5	0.5	清らかな川づくり	15.0	3.0	合 計	60.0	12.0
施 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額																													
環境保全を目的とした間伐の実施	19.5	3.9																													
里山林の整備・利用の推進	5.0	1.0																													
公共施設等における県産材の利用促進	16.0	3.2																													
地域が主体となった森林づくり活動の推進	4.5	0.9																													
豊かな森づくり	45.0	9.0																													
生物多様性・健全な水環境の保全	12.5	2.5																													
環境にやさしい入づくり	2.5	0.5																													
清らかな川づくり	15.0	3.0																													
合 計	60.0	12.0																													
新たな財源 の必要性	<p>厳しい財政状況の中、現在、行財政改革アクションプランに基づき、徹底した経費の削減等を行っているところであるが、県財政は依然厳しい状況が続くと考えられる。</p> <p>こうした中、これまでの既存の施策に加え、新たな施策を行う場合には、引き続き徹底した行財政改革を行うことを前提に、<u>新たな財源を求めざるを得ない状況</u>にある。</p>																														
費用負担 の方法	<p>本県の恵まれた自然環境の保全、再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後重点的に取り組むべき施策は県民全体で支えていくことを基本的な考え方としていることから、<u>県民に広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」</u>により必要な財源を確保する。</p>																														

税 率	<p>【個人】年額 1,000 円 (現行の均等割額 1,000 円)</p> <p>[納税義務者] 県内に住所、家屋敷または事務所などを有している人</p> <p>※納税義務者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する人、税法上の控除対象配偶者・扶養親族を有する人で③に該当する方には課税されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125万円以下の人 ③ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人 <p><納税者数 約 100 万人></p> <p>【法人】年額 現行の均等割額の 10%相当額 (現行の均等割額 2 ~ 80 万円)</p> <p>[納税義務者] 県内に事務所、事業所などを有している法人 <約 4 万 7 千法人></p>
課 稅 期 間	5 年間
管理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税収とその使途を県民に対して明確にするため、この税財源を基金に積み立てて管理する。 ○ 県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、岐阜県木の国・山の国県民会議、環境審議会にて、使途事業の事業計画の審査や事業評価を行う。 ○ 課税期間終了後に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行う。